

三重労働局発表
平成23年7月28日

三重労働局職業安定部

(担当)

職業安定部長 水野 忠幸

求職者支援担当準備室長 塩澤 尚樹

(電話) 059-226-2305

求職者支援訓練に係る「三重県地域職業訓練実施計画」を策定

本年5月20日に「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」が公布され、10月1日から「求職者支援制度」がスタートします。

求職者支援制度とは、雇用保険を受給できない求職者の方（*1）に対し、

- ① 無料の職業訓練（求職者支援訓練）を実施し、
- ② 本人収入、世帯収入及び資産要件等、一定の支給要件を満たす場合は、職業訓練の受講を容易にするための訓練受講給付金（受講手当（月10万円）と通所手当）を支給するとともに、
- ③ ハローワークにおいて、個別の就職支援計画による支援を実施することにより、安定した「就職」を実現するための制度です。

*1 雇用保険の適用のなかった方、加入期間が足りず雇用保険の給付を受けられない方、雇用保険の受給が終了した方、学卒未就職者や自営廃業者の方 等

上記の、「求職者支援訓練」を、地域のニーズを踏まえ、適切に実施するため、三重労働局は、県関係部局、有識者、労使及び教育機関等の関係機関で構成する「三重県地域訓練協議会」を7月21日（木）に津市内において開催し、「三重県地域職業訓練計画」を別添のとおり策定しました。

【別添】

三重県地域職業訓練計画

【参考資料】

- ① 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律について(概要)
- ② 求職者支援制度:支援のながれ